

新発田地域広域事務組合条例第2号

新発田地域広域事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

新発田地域広域事務組合監査委員に関する条例（昭和46年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「定例監査」を「定期監査」に改め、同条中「地方自治法」を「監査委員は、地方自治法」に、「行なうときは、監査委員は、そのつど」を「行うときは、その都度」に改める。

第3条中「行なうときは、監査の期日前5日」を「行うときは、その都度期日を指定し、その期日の5日前」に改め、「対し」を削る。

第4条中「（その日が日曜日又は休日に当たるときは翌日）」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その日が新発田地域広域事務組合の休日を定める条例（平成3年新発田地域広域事務組合条例第1号）第1条第1項に規定する休日に当たるとき又は特別の事情があるときは、監査委員が別に定める。

第5条の見出し中「決算、審査意見書」を「決算審査意見書等」に改め、同条中「法第233条第2項」を「監査委員は、法第233条第2項」に、「意見書は、」を「意見書を」に改める。

第6条中「並びに」を「及び」に、「、又は」を「又は」に改める。

第7条第1項中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改め、同条第2項中「法第243条の2の8第8項」を「法第243条の2の9第8項」に改める。

第8条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。